

岐阜県公報

目次

岐阜県税条例の一部を改正する条例

(税 務 課)

ページ

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県税条例の一部を改正する条例 (条例第四九号)

一 不動産取得税

1 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したとみなす日を新築の日から一年を経過した日に緩和する特例措置について、その適用期限を平成二六年三月三十一日まで延長することとした。(附則第六条の三関係)

2 新築特例適用住宅の土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成二六年三月三十一日まで延長することとした。(附則第六条の三関係)

3 住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置について、その適用期限を平成二七年三月三十一日まで延長することとした。(附則第七条の二関係)

4 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置について、その適用期限を平成二七年三月三十一日まで延長することとした。(附則第七条の五関係)

5 地方税法以外の法律等による政策の推進を税制面において支援する特例措置の改廃又は適用期限の延長を行うこととした。(附則第七条及び附則第七条の四関係)

二 自動車取得税

1 新車新規登録を受けるもので排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る税率の特例措置について、その対象を見直し、及びその適用期限を平成二七年三月三十一日まで延長することとした。(附則第十二条の二の二関係)

2 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車 (新車を除く) に係る課税標準の特例措置について、その対象を見直し、及びその適用期限を平成二七年三月三十一日まで延長することとした。(附則第十二条の二の四関係)

3 新車新規登録を受けるバリアフリー対応のバス等について、その取得が平成二七年三月三十一日までに行われた場合は、次のとおり特例措置を講ずることとした。

(附則第一二条の二の四関係)

(一) ノンステップバスについては、取得価額から一、〇〇〇万円を控除する。

(二) リフト付きバスについては、取得価額から六五〇万円(乗車定員が三〇人未満のものは、二〇〇万円)を控除する。

(三) ユニバーサルデザインタクシーについては、取得価額から一〇〇万円を控除する。

4 新車新規登録を受ける衝突被害軽減制御装置を搭載したトラックについて、

その取得が平成二七年三月三十一日(一定の車両総重量を超えるものは、平成二六年一〇月三十一日)までに行われた場合は、取得価額から三五〇万円を控除することとした。(附則第一二条の二の四関係)

三 軽油引取税

課税免除の特例措置について、その適用期限を平成二七年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一二条の四関係)

四 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、その対象を見直し、及びその適用期限を平成二六年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一三条関係)

五 その他所要の規定の整備を行うこととした。

六 この条例は、平成二四年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十九号

岐阜県条例の一部を改正する条例

岐阜県条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六条の三中、「平成二十四年三月三十一日」を、「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則第七条第二項中、「平成二十四年三月三十一日」を、「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第十項及び第十一項を削り、同条第十二項中、「平成二十四年三月三十一日」を、「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「附則第七条第十五項」を、「附則第七条第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「附則第七条第十六項」を、「附則第七条第十四項」に、「附則第七条第十七項」を、「附則第七条第十五項」に、「附則第七条第十八項」を、「附則第七条第十六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項を同条第十三項とし、同条第十六項中、「附則第七条第十九項」を、「附則第七条第十七項」に、「附則第七条第二十項」を「附則第七条第十八項」に改め、同項を同条第十四項とする。

附則第七条の二第一項中、「平成二十四年三月三十一日」を、「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「若しくは第四項」を削る。

附則第七条の四第四項から第六項までを削り、同条第七項中「附則第九条の三第一項」を「附則第九条の二第一項」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第七条の五第一項及び第三項中、「平成二十四年三月三十一日」を、「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第八条第一項中「第二十二項」の下に「並びに第七十条の四の二第一項、第二項、第四項、第七項、第八項(同条第四項及び第七項に係る部分に限る。)、第九項及び第十項(同法第七十条の四第三項、第九項、第十二項から第十四項まで、第十八項から第二十項まで及び第二十三項から第三十八項までに係る部分を除く。)」を加え、同

条第二項中「第二十四項」の下に、「第七十条の四の二第三項、第五項、第六項、第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）及び第十項（同法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第二十一項第二号及び第三十四項に係る部分に限る。）」を加え、同条第三項中「第十九項又は」を「第十九項若しくは」に、「の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は前項」を「又は同法第七十条の四の二第七項（同条第八項において読み替へて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用があつた場合を含む。）の規定又は前項」に、「同条第二十九項」を「同法第七十条の四第二十九項」に、「の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は第一項」を「又は同法第七十条の四の二第七項の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は第一項」に、「同条第五項」を「同法第七十条の四第五項」に改め、同条第四項中「第十三項」を「第十六項」に改める。

附則第十二条の二の二第二項中「第八項第一号、第二号若しくは第三号口に掲げる軽油自動車又は附則第十二条の二の四第一項に規定する第一種省エネルギー自動車」を「次に掲げる自動車」に、「法附則第十二条の二の二第二項」を「附則第十二条の二の四第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第十二条の二の二第二項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第一項に規定するもの

道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第八項に規定するもの（以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造

事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第四条の四第九項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第二項に規定するもの

平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第三項に規定するもの

平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第十二条の二の二第二項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第四項に規定するもの

乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十一項に規定するもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五

を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第五項に規定するもの

平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第六項に規定するもの

道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量

が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十四項に規定するもの(以下この条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第七項に規定するもの

平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の第三項中「法附則第十二条の二の第二項又は前項」を「前項又は附則第十二条の二の第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第八項に規定するもの

平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第九項に規定するもの

平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第十項に規定するもの

平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第十一項に規定するもの

平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第十二項に規定するもの

平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第十三項に規定するもの

平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第十四項に規定するもの

平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第四項を次のように改める。

4 第二項(第一号イに係る部分に限る。)及び前項(第一号イに係る部分に限る。)

の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第四条の五第十五項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)を算定する方法として同条第十六項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第二項第一号イ中、「同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第四条の九第九項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。))であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。))に百分の百十」とあるのは、「第四項に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、前項第一号イ中、「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは、「第四項に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附則第十二条の二の二第五項から第八項までを削る。

附則第十二条の二の四第三項中「前二項」を「前各項」に、「附則第四条の六第六項」を「附則第四条の六第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中「第二種省エネルギー自動車」を「第三種環境対応車」に改め、「(附則第十二条の二の二第

四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。))」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 附則第十二条の二の二第三項第一号(同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。))に掲げるガソリン自動車

二 附則第十二条の二の二第三項第二号八又は二に掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。))

附則第十二条の二の四第二項を同条第三項とし、同項の次に次の四項を加える。

4 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。))のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則附則第四条の六第一項に規定するものに限る。))で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第六十一条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から千

万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十

号)第三条第一項に規定する基本方針(次項及び第六項において「基本方針」という。))に平成三十二年までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項及び第六項において「公共交通移動等円滑化基準」という。))で施行規則附則第四条の六第二項に規定するものに適合するものであること。

5 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則附則第四条の六第三項に規定するものに限る。))で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第六十一条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から六百五十万円(乗車定員三十人未満の附則第十二条の二の四第五項に規定する路線バス等にあつては、二百万円)を控除して得た額」とする。

- 一 基本方針に平成三十二年まで導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- 二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第四条の六第四項に規定するものに適合するものであること。
- 6 道路運送法第三条第一号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第四条の六第五項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるもの（施行規則附則第四条の六第五項に規定するものについては、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百万円を控除して得た額」とする。）
 - 一 基本方針に平成三十二年まで導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
 - 二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第四条の六第六項に規定するものに適合するものであること。
 - 三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。
- 7 次に掲げるトラック（施行規則附則第四条の六第七項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第六十一条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日（第一号に掲げるトラックのうち車両総重量が二十トンを超えるもの及び第二号に掲げるトラックにあつては、平成二十六年十月三十一日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。
 - 一 車両総重量が八トンを超えるトラック（施行規則附則第四条の六第八項に規定するけん引自動車及びけん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則附則第四条の六第九項に規定するものに適合するもの

- 二 車両総重量が十三トンを超えるトラック（施行規則附則第四条の六第八項に規定するけん引自動車に限る。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で施行規則附則第四条の六第九項に規定するものに適合するもの
 - 附則第十二条の二の四第一項中「第一種省エネルギー自動車」を「第二種環境対応車」に改め、「（附則第十二条の二の四第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。
 - 一 附則第十二条の二の二第二項第一号（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車
 - 二 附則第十二条の二の二第二項第二号又は二に掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）
 - 附則第十二条の二の四第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
 - 次に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第六十一条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から四十五万円を控除して得た額」とする。
 - 一 法附則第十二条の二の二第二項第一号に掲げる電気自動車
 - 二 法附則第十二条の二の二第二項第二号に掲げる天然ガス自動車
 - 三 法附則第十二条の二の二第二項第三号に掲げる充電機能付電力併用自動車
 - 四 法附則第十二条の二の二第二項第四号（同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げるガソリン自動車
 - 五 法附則第十二条の二の二第二項第五号イに掲げる軽油自動車
 - 六 法附則第十二条の二の二第二項第五号ハに掲げる軽油自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則附則第四条の四第四項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第四条の四第五項に規定するものをいう。次項及び第三項において同じ。）に限る。）

附則第十二条の四第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十三条第一項中「とする自動車で施行規則附則第五条第一項に規定するもの」を「とする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「同条第二項」を「施行規則附則第五条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「及びメタノール」を「メタノール」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「規定するもの並びに」を「規定するもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の同条第四項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第五条第五項に規定するものをいう。第三項において同じ。」並びに「に改め、同項第一号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第三項第二号イ中「この項」の下に「及び次項」を加え、「規定するもの（以下この号及び次項」を「規定するもの（以下この号」に改め、同号ロ中「及び次項」を削り、同項第三号中「（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の施行規則附則第五条の二第五項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第五条の二第六項に規定するものをいう。」を削り、「同条第七項に規定するものをいう」を「施行規則附則第五条の二第五項に規定するものをいう。次項において同じ」に改め、同項第四号中「附則第五条の二第八項」を「附則第五条の二第六項」に、「以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。」を「次項において「基準エネルギー消費効率」という。」であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第六項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に、「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第七項」に、「同条第十項」を「同条第八項」に改め、同条第四項中「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「平成二十一年度分」を「平成二十五年年度分」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「平成二十二年度分」を「平成二十六年年度分」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので同条第十項に規定するもの

附則第十三条第四項第三号中「に百分の百二十五」を「であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第六項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」に、「附則第五条の二第十三項」を「附則第五条の二第十一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 充電機能付電力併用自動車

附則第十三条第五項中「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「平成二十七年基準エネルギー消費効率」に、「附則第五条の二第十四項」を「附則第五条の二第十二項」に、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」の間、新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十五年年度分の自動車税に限り、当該自動車に平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで「に、「平成二十二年度分」を「平成二十六年年度分」に改め、同条第六項中「前三項」を「第三項、第四項（前項において読み替へて準用する場合を含む。）又は第五項（前項において読み替へて準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第四項（第四号に係る部分に限る。）及び前項の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第五条の二第十三項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第四項第四号中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第六項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」とあるのは「前項第四号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、前項中「平成二十七

年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「第三項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附則第二十二條第四項中「警戒区域設定指示()」を削り、「事故」の下に、「以下単に「原子力発電所の事故」という。()」を加え、「第十五條第三項又は」を削り、「第二十條第三項」の下に、「又は第五項」を加え、「内閣総理大臣又は」を削り、「市町村長」の下に、「又は都道府県知事」を加え、「をいう。以下同じ。()」が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域(警戒区域設定指示の対象区域をいう。以下同じ。()内)を「の対象区域(原子力発電所の事故に関して同法第二十條第三項又は第五項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。()のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下「居住困難区域」という。()内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において」に、「警戒区域設定指示が解除された日」を「居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改め、同條第五項及び第六項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域」を「居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域」に、「警戒区域設定指示が解除された日」を「居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改める。

附則第二十三條第一項中「警戒区域設定指示区域内」を「法附則第五十二條第二項第一号に規定する自動車持出困難区域(以下「自動車持出困難区域」という。()内に、「警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改める。

附則第二十五條第一項中「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」を「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」に改め、同條第四項中「警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
(不動産取得税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の岐阜県条例(以下「新条例」という。()

の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。()以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 改正前の岐阜県条例(以下「旧条例」という。()附則第七條第十一項の規定は、同項に規定する家屋の取得が施行日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは、「平成二十六年三月三十一日」とする。

4 施行日前に旧条例附則第七條の四第四項に規定する認定がされた同項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って事業の譲渡又は資産の譲渡を受けた同項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者が同項に規定する不動産を施行日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

5 旧条例附則第二十二條第四項に規定する代替家屋の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

6 旧条例附則第二十二條第五項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

7 旧条例附則第二十二條第六項に規定する農用地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

8 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

9 旧条例附則第二十三條第一項に規定する他の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

10 新条例附則第十三條の規定は、平成二十四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

11 旧条例附則第二十五條第一項に規定する場合における同項に規定する他の自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

12 旧条例附則第二十五條第四項に規定する場合における同項に規定する対象区域内自

自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

13 (総務大臣が施行日以後最初に指定して公示した居住困難区域等に関する経過措置)
総務大臣が施行日以後最初に地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十七号)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。次項において「新法」という。)(附則第五十一条第四項の規定により指定して公示した同項に規定する居住困難区域(以下この項において「居住困難区域」という。))は、新条例附則第二十二條第四項から第六項までの規定の適用については、平成二十三年三月十一日から居住困難区域であつたものとみなす。この場合において、同条第四項中「当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「同日」と、同条第五項及び第六項の規定中「居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」とする。

14 総務大臣が施行日以後最初に新法附則第五十二條第二項第一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域(以下この項において「自動車持出困難区域」という。))は、新条例附則第二十三條第一項並びに新条例附則第二十五條第一項及び第四項の適用については、平成二十三年三月十一日から自動車持出困難区域であつたものとみなす。この場合において、新条例附則第二十三條第一項中「当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、新条例附則第二十五條第一項中「附則第二十三條第一項」とあるのは「岐阜県税条例の一部を改正する条例(平成二十四年岐阜県条例第四十九号)附則第十四項の規定により読み替えて適用される附則第二十三條第一項」と、平成二十四年度分及び平成二十五年度分」とあるのは「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」と、同条第四項中「当該対象区域内自動車に係る自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」とする。

平成二十四年三月三十一日発行

発 行 者
所 者

岐 阜 県 庁
岐 阜 県 庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編 集

各務原市テクノプラザ一

ビー・アール・テクノセンター